

NAPP・TACO・RICCA等の状況

1 NAPPの実績数

令和3年4月26日(月)～令和3年5月2日(日)

	今回(4/26～5/2)		対先週比		累計
NAPP受検者	821	人	+118	人	8,926
うち県内在住者	499	人	+34	人	5,787
うち県外在住者	322	人	+84	人	3,139
うち陽性者	4	人	+2	人	22
【陽性事例】県内在住者2名 県外在住者2名					
※GW期間(4/29～5/5)検査数:856件(陽性者3名)					

2 TACO(那覇空港)の週間実績数

令和3年4月26日(月)～令和3年5月2日(日)

サーモグラフィー通過者	149,680	人	出発 到着	52,832人 96,848人
	前週実績:112,277人(4/19-25) (37,403人)			
発熱者数	0	人		
問診実施件数	0	件		
検査実施数	0	件		
電話対応件数	11	件		
うち健康相談・問診実施数	4	件		
※GW期間(4/29～5/5)出発 78,115人 到着 105,187人				

3 RICCAの状況

	5/6時点		前回比(4/26)
登録者数	91,816	人	+1,293
登録施設等(QRコード発行件数)	14,128	件	+1,614
営業時間短縮協力金申請(第5期)に伴う登録施設数の増			

検査事業実績

1 安価なPCR検査補助の実績(4/30～5/6まで) ※暫定値

	4/30～5/6	対前週比	累計
受検者数	3,737 人	-1,059 人	30,022 人
陽性者数	79 人	+29 人	292 人
陽性率	2.11%	-	0.97%

2 飲食店検査の実績(3/27～5/7まで)

	松山地区 3/27～4/11分	10市5町 4/12～5/7分	合計
受検者数	632 人	876 人	1,508 人
陽性者数	3 人	11 人	14 人
陽性率	0.47%	1.26%	0.93%

3 モニタリングの実績(3/29～4/25まで)

	4/19～4/25まで	対前週比	累計
受検者数	1,037 人	+899 人	1,669 人
陽性者数	1 人	-1 人	4 人
陽性率	0.10%	-	0.24%

PCR検査強化事業（介護従事者対象）検査実施状況

R3.5.9時点

市町村	対象		5/1-5/7			累計		
	事業所数	対象者数	受検者数	陽性者数	陽性率	受検者数	陽性者数	陽性率
計	1,944	24,764	2,944			5,183	2	0.039%
那覇市	350	4,522						
宜野湾市	124	1,186						
石垣市	68	775						
浦添市	99	1,528	286			286		
名護市	95	1,162				1,100	1	0.09%
糸満市	73	789						
沖縄市	220	2,787	1,176			2,315	1	0.04%
豊見城市	90	1,337						
うるま市	139	1,725	1,482			1,482		
宮古島市	128	1,391						
南城市	69	1,080						
北部保健所管内	94	1,123						
中部保健所管内	207	2,817						
南部保健所管内	181	2,445						
宮古保健所管内								
八重山保健所管内	7	97						

まん延防止重点措置の解除条件について（案）

過去の解除条件を元に、国へまん延防止等重点措置の解除を求める基準を作成、①県の警戒レベルが第3段階 かつ ②新規感染者数が前週と比較して一定程度減少傾向であることが必要である。

【県独自緊急事態宣言終了時の解除条件：R3.2.4策定】

- 基本的に沖縄県の判断指標等に基づき総合的に判断し、警戒レベルが第3段階になった時点で緊急事態宣言を終了する。
 - 重症・中等症数
 - 入院患者数(非コロナ患者の状況も踏まえる)
 - 新規感染者数(宿泊療養施設の拡充を踏まえ判断)

1. 判断指標の達成状況

No.	県(国)判断指標の項目	県		国		
		第3段階	5/6時点	Ⅱ以下	Ⅲ以下	5/6時点
①	療養者数 (国:10万人当たり)	329人	995人	15人 (219人)	25人 (365人)	68.29人
②	確保済：病床占有率 (国:最大確保病床(425病床))	70%	83.9%	50%		87.3%
③	確保済：重症者用病床占有率 (国:最大確保病床(51病床))	60%	38.5%	50%		100.0%
④	直近1週間の新規感染者数 (国:10万人当たり)	211人	413人	15人 (219人)	25人 (365人)	28.35人
⑤	感染経路不明な症例の割合	70%	59.8%	50%		59.8%
⑥	新規PCR検査の陽性率	7%	6.3%	10%		6.3%

2. 判断指標以外の目安

No.	項目	数値	補足説明
①	重症・中等症数	75人 ～ 100人	8月の最大平均は120人であり、また、9月～11月の重症・中等症の平均は76人で、最大でも100人以下となっていることから、75人～100人を目安とする
②	入院患者数	150人 ～ 200人	国ステージⅡ以下の病床の実数は、212人以下である 9月～11月の入院患者数の平均は166人である 非コロナ患者の状況にもよるが、150人～200人程度であれば、県内全体として対応可能であると考えられる
③	新規感染者数	210人 ～ 280人	県の警戒レベル第3段階の210人以下を目指すものの、宿泊療養施設の拡充等により一定程度医療提供体制が整備されていることから、280人以内を目安とする

【緊急特別対策の解除の目安：R3.3.29策定】

時短要請の終了にあたっては、次の3つの目安を設定し、県全体、各地域毎、又は市町村毎の感染状況を確認する。

- ①新規感染者数(1週間)が、前週と比較して一定期間、減少傾向にある
- ②飲食の新規感染者数(1週間)が、前週と比較して一定期間、減少傾向にある

【議題1 - 1】

沖縄県対処方針の変更概要について（案）

1 期間（県内全市町村）

現行：令和3年4月12日（月）～5月11日（火）

変更後：令和3年4月12日（月）～5月31日（月） ※20日間の期間延長

2 措置区域を追加

現行：10市5町（那覇市、浦添市、宜野湾市、沖縄市、うるま市、糸満市、豊見城市、南城市、名護市
宮古島市、北谷町、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町）

変更後：**11市5町**（**石垣市追加**、解除無し）

3 特に大規模集客施設(1,000㎡超)への営業時間短縮要請（20時まで）※措置区域のみ

現行：働きかけ(協力金なし)

変更後：特措法第24条第9項による要請 ※1,000㎡以下は働きかけ

(協力金有り 千㎡毎20万円×短縮時間÷営業時間 ※テナント2万円×短縮時間÷営業時間)

4 県民への要請事項の追加

内容：特措法第24条第9項に基づき、路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクの高い行動に対して必要な注意喚起や自粛の要請を行う。

5 事業者への働きかけの追加

内容：入場整理を徹底するとともに、その旨をホームページ等を通じて広く周知するよう働きかける

(案)

まん延防止等重点措置の措置区域市町村について

1 まん延防止等重点措置について

- 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等特別措置法（以下「特措法」という。）第31条の4に基づき、まん延防止等重点措置を行う「期間」と「区域」と「事態の概要」を公示する（国の基本的対処方針によると「重点措置区域」と表現し都道府県単位）。
- 都道府県知事は、特措法第31条の6に基づき、措置を講ずる必要があると認める業態に対し、「期間」及び「区域」を定めて感染を防止するための協力要請を行うことができる。（営業時間の変更・政令で定める事項（職員への検査の勧奨など））。
（国の基本的対処方針によると「措置区域」と表現し市町村及び区画単位）
- 県は、事前に特措法第31条の6に基づき要請を行う「期間」及び「区域」を政府と調整（特措法第20条第1項の総合調整）して定める必要がある。
- 県は、4月10日に本島内9市、4月22日に宮古島市、4月28日に北谷町、与那原町、西原町、南風原町、八重瀬町を指定し重点措置を実施している。

2 「措置区域」等現況

(1) 那覇市

・4/1週の215名から4/29週の142名と減少しており効果は見られるが、10万人当たりで44名であり県平均より高い状態が続いている。また、事業所数も多く周辺の市町村への影響も大きいため取組を続ける必要がある。

(2) 宜野湾市

・4/1週の58名から4/29週の13名とかなり効果が見られる。10万人当たり13名となっており、更なる減少に向けて取り組む必要がある。

(3) 浦添市

・4/1週の83名から4/29週の26名と7割近く減少している。10万人当たりも22名となっており、事業者の協力もあることからかなりの効果が出ている。

(4) 名護市

・4/1週の33名から4/29週の7名と減少の効果が見られる。10万人当たりも11名となっている。しかし、北部地区の町村の感染は名護市を起点にしていることから引き続き対策が必要である。

(5) 糸満市

・4/1週の32名から4/29週の14名と、まん延防止開始3週目にして減少の効果が出てきている。10万人あたりは22名で、引き続き対策が必要である。

(6) 沖縄市

・4/1週の80名から4/29週の26名と減少しており、10万人あたりは18となっているが、

4/22週29名からの減少幅が小さくなっており、引き続き対策が必要である。

(7) 豊見城市

・4/1週41名から4/29週22名と約半減しているが、10万人あたりは34名であり県平均より高い数値となっており、引き続き対策が必要

(8) うるま市

・4/1週41名から4/22週14名と減少したが、4/29週46名と再び増加している。各年代に感染が広がっており、より強い対策が必要となる。

(9) 宮古島市

・4/1週15名から4/15週67名と急増し、4/22に措置区域に追加した後は減少に転じ、4/29週30名となっている。しかし、10万人あたりは54名であり引き続きの対策が必要となる。

・また、飲食関係の感染も続いており対策が必要。

(10) 南城市

・4/1週16名から4/8週26名と増加したが、4/29週10名と減少している。10万人あたりでは22名であり、対策の継続が必要である。

(11) 北谷町

・4/1週15名から4/8週22名と増加したが、4/29週1名と減少している。しかし、営業時間短縮要請に応じていない店舗が複数店舗確認されていることから、隣接する宜野湾市、沖縄市等からの人の流れを止める必要があり、措置区域の解除は慎重に行う必要がある。

(12) 西原町

・4/1週17名から4/29週18名と4/28に措置区域に追加した効果がまだ出ていない状態である。対策の継続が必要である。

(13) 与那原町

・4/1週17名から4/29週6名と減少しており、引き続き対策を行う必要がある。

(14) 南風原町

・4/1週21名から4/29週15名と微減している。引き続き対策を行う必要がある。

(15) 八重瀬町

・4/1週11名から4/22週25名と増加しており、4/29週は12名となったが全県平均と比較しても高水準の新規感染者が確認されており、引き続き対策を行う必要がある。

○那覇・南部・宮古地域では、変異株の確認があることから可能な限り市中感染を抑える必要がある。

○特に南部地区では、市だけでなく町まで感染が伝播しているため、感染を抑える必要がある。

○一部、措置区域ではかなりの減少が見られるが周辺の感染が続いていることから解除できる地域は無いと考えている。

3 「その他地域」現況

○石垣市において、4/1週の3名から感染者は低く抑えられてきたが、連休中の5/3から連続して新規陽性者が発生し直近では人口10万人あたり30まで上昇しており措置区域への追加検討を要する。

○その他市町村の状態として、大幅に増加が続いている市町村は無いことから措置区域

の追加でなく、県の第4段階に基づく対策を行う必要があると考えている。(伊江村・読谷村は一時的に増加したが直近は減少傾向である。)

「まん延防止等重点措置」指定に伴う沖縄県対処方針について

【期間】令和3年4月12日(月)～5月31日(月)~~11日(火)~~

3月下旬から新規陽性者数が急増したことに伴い、4月9日、政府において「まん延防止等重点措置」の適用対象として沖縄県が指定され、5月7日に、まん延防止等重点措置を実施すべき期間を「令和3年4月12日から令和3年5月31日まで」と変更することが決定されました。

沖縄県の感染状況は第4段階の感染まん延期にあり、変異株への置き換わりという新たな脅威への対応、医療提供体制の崩壊を避けるため、措置区域に石垣市を追加するとともに飲食店への時短要請などの取り組みを5月31日まで延長し、警戒レベルを第3段階へ引き下げること为目标に、県対処方針を変更いたします。

市町村及び関係団体においては、感染拡大防止対策及び県民への周知啓発にご協力をお願いします。

県民への要請(県内全域)

【特措法第24条9項:協力要請】

【特措法第31条の6第2項:重点措置としての要請】

○不要不急の外出や移動を自粛すること(法第24条第9項)

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、心身のリフレッシュや運動・散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、外出や移動しないよう要請します。

○混雑している場所や時間を避けて行動すること(法第24条第9項)

生活や健康の維持のための外出においても、混雑を避けてください。

○営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと(法第24条第9項・法第31条の6第2項)

沖縄県全域の飲食店等に対し20時までの営業時間短縮要請を行っております。要請に応じていない飲食店等の利用を厳に自粛するよう要請いたします。

また、感染対策が徹底されていない飲食店等の利用は厳に控えてください。

(例:店員がマスク未着用、手指消毒用の設備が無い、換気が悪い、席の間隔が狭い、
アクリル板の設置が無い、入店時の検温・マスク着用の呼びかけが無い 等)

○路上・公園等における集団での飲酒などを自粛すること

(法第24条第9項)

路上・公園等における集団での飲酒は感染リスクが高い活動になるので厳に控えてください。

○歓迎会、模合、ビーチパーティー等飲食につながるイベント等は自粛すること(法第24条第9項)

飲食関係による感染例を多数確認しております。また、屋外のバーベキューでの感染事例も確認していますので、この期間は会食につながるイベントの自粛をお願いします。

○会食は、同居家族等と、少人数かつ短時間で実施し、感染対策が徹底されていない飲食店の利用を自粛すること(法第24条第9項)

○飲食店の求める感染防止対策に積極的に協力すること

(法第24条第9項)

検温、マスク着用、間隔をあけた配席等店舗が求める感染予防対策にご協力ください

県民への要請(県内全域)

【特措法第24条9項:協力要請】

○県外との不要不急の往来は自粛すること(法第24条第9項)

特に、緊急事態宣言区域などの感染拡大地域との往来は厳に控えてください。

出張等で往来する必要がある場合でも、現地での会食を避け、帰沖後1週間は、健康観察期間として、家族以外の方との会食を控えてください

○離島との不要不急の往来は自粛すること(法第24条第9項)

来訪者へのお願い

国の基本的対処方針において、不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態宣言区域など感染拡大地域との往来は、厳に控えるよう求められています。

県としても変異株の流入を防ぐ必要があることから、緊急事態宣言区域及びまん延防止等重点措置区域からの帰省や来沖については、厳に控えていただくよう要請します。

必要があつて、来沖する場合は、本県入域前にPCR検査による陰性判定を受けていただきますようお願いいたします。なお、来訪前に検査が受けられない方は、那覇空港到着時にPCR検査を受検できる体制「NAPP」を整備しております。

また、来沖後、県民の方との会食は控えるようお願いいたします。

措置区域の飲食店への要請（那覇市、浦添市、宜野湾市、沖縄市、うるま市、糸満市、豊見城市、南城市、名護市、宮古島市、北谷町、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町、**石垣市**）

【営業時間短縮の協力要請】（特措法第31条の6第1項・特措法第24条第9項）

期間	令和3年4月12日（月）（※宮古島市は4月24日、5町（北谷町、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町は5月1日、 石垣市は5月12日 ）から令和3年5月 31日（月） ）
対象施設	飲食店及び飲食を伴う遊興施設等※
要請内容	<p>（特措法第31条の6第1項に基づくもの：命令、過料等の対象となる要請）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○午前5時から午後8時までの時間短縮営業（テイクアウト・デリバリー除く） （酒類の提供は午前11時から午後7時まで） ○利用者にマスク着用を徹底し、正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む） ○アクリル板の設置（又は座席の間隔1m以上の確保）等 ○上記のほか、特措法施行令第5条の5第1項各号に規定される措置 （従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気） ○カラオケ設備の利用自粛（飲食を主とする店舗で、カラオケ設備がある店） （特措法第24条第9項に基づくもの：協力要請） ○県の実施する感染防止対策促進の巡回事業への協力 ○換気の徹底、利用者への検温、業種別ガイドラインの遵守を徹底 ○飲食時以外のマスク着用には協力しない客へ酒類の提供できない旨の掲示

※ 遊興施設等とは、キャバレー、ナイトクラブ、ライブハウス、スナック、ダンスホール、パブ等で食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている事業者です。

措置区域以外の県内全ての飲食店への要請

【営業時間短縮の協力要請】(特措法第24条第9項)

期間	令和3年4月12日(月)から令和3年5月 <u>31日(月)</u>
対象施設	飲食店及び飲食を伴う遊興施設等※
要請内容	<p>(特措法第24条第9項に基づくもの:協力要請)</p> <ul style="list-style-type: none">○午前5時から午後8時までの時間短縮営業(テイクアウト・デリバリー除く) (酒類の提供は午前11時から午後7時まで)○県の実施する感染防止対策促進の巡回事業への協力○利用者にマスク着用を徹底し、正当な理由なく応じない利用者の入場禁止 (退場を含む)○アクリル板の設置(又は座席の間隔1m以上の確保)等○上記のほか、特措法施行令第5条の5第1項各号に規定される措置 (従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、 手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気)○換気の徹底、利用者への検温○業種別ガイドラインの遵守を徹底○カラオケ設備の利用自粛(飲食を主とする店舗で、カラオケ設備がある店)○飲食時以外のマスク着用に協力しない客へ酒類の提供できない旨の掲示

※ 遊興施設等とは、キャバレー、ナイトクラブ、ライブハウス、スナック、ダンスホール、パブ等で食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている事業者です。

イベントの開催についての要請(県内全域)

(特措法第24条第9項)

○主催者に対し、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ(COCONA)、県が推奨するLINEアプリによる濃厚接触者通知システム(RICCA)の導入又は名簿作成などの追跡対策の徹底を要請

○全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、県に事前に相談すること

○全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件、人数上限の見直し等を行った場合には、国に準じて対応

○イベント開催の要件は以下のとおり(適切な感染防止策が講じられることが前提)

期間	収容率		人数上限
4月12日 ～ 5月31日	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 ・飲食を伴うが発声がないもの(※2)	大声での歓声・声援等が想定されるもの ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等	5,000人以下
	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%(※1)以内 (席がない場合は十分な間隔)	

※1:異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る)内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※2:「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの」と取り扱うことを可とする。

○営業時間は5時から21時までとするよう働きかける(法によらない協力依頼)

大規模施設等への感染拡大防止の協力要請【措置区域】

(那覇市、宜野湾市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、南城市、宮古島市、北谷町、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町、石垣市)

期間	令和3年5月14日(金)～5月31(月)
対象施設(特措法施行令第11条)	協力依頼内容
劇場、観覧場、映画館、演芸場(第4号)	○床面積1,000㎡超:午後9時までの営業時間短縮要請※特措法第24条第9項 ○床面積1,000㎡以下:午後9時までの営業時間短縮の働きかけ ※イベント開催以外の場合は午後8時まで ○入場整理等及びその旨をHPでの公表を働きかけ
集会場又は公会堂(第5号)	
展示場、貸会議室(第6号)	
ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)(第8号)	
物品販売業を営む店舗(大規模小売店、ショッピングセンター(食品、衣料品、医薬品、燃料等生活必需物資を除く))(第7号)	○床面積1,000㎡超:午後8時までの営業時間短縮要請※特措法第24条第9項 ○床面積1,000㎡以下:午後8時までの営業時間短縮の働きかけ ○入場整理等及びその旨をHPでの公表を働きかけ
体育館、水泳場等運動施設、遊戯施設(第9号)	
博物館、美術館(第10号)	
遊興施設※(第11号)	
サービス業を営む店舗(理美容、クリーニング屋など生活必需サービスを除く)(第12号)	

※遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、飲食店に対する要請の対象。
ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長期滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外。
○催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守ること。(協力依頼)

措置区域以外の施設への感染拡大防止の働きかけ

期間	令和3年5月14日(金)～5月31日(月)
対象施設(特措法施行令第11条)	協力依頼内容
劇場、観覧場、映画館、演芸場(第4号)	○午後9時までの営業時間短縮の働きかけ ※イベント開催以外の場合は午後8時までの営業時間短縮の働きかけ ○入場整理等及びその旨をHPでの公表を働きかけ
集会場又は公会堂(第5号)	
展示場、貸会議室(第6号)	
ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)(第8号)	
物品販売業を営む店舗(大規模小売店、ショッピングセンター(食品、衣料品、医薬品、燃料等生活必需物資を除く))(第7号)	○午後8時までの営業時間短縮の働きかけ ○入場整理等及びその旨をHPでの公表を働きかけ
体育館、水泳場等運動施設、遊戯施設(第9号)	
博物館、美術館(第10号)	
遊興施設※(11号)	
サービス業を営む店舗(理美容、クリーニング屋など生活必需サービスを除く)(第12号)	

※遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、飲食店に対する要請の対象。
 ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長期滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は働きかけの対象外。
 ○催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守ること。(協力要請)

経済界への要請(県内全域)

(特措法第24条第9項)

- 自社の従業員等に対し、営業時間短縮を要請した20時以降、飲食店等にみだりに出入りをしないよう求めること、特に営業時間短縮要請に従っていない店舗の利用を控えるよう求めること
- 職場でのクラスターが発生していることを踏まえ、従業員の体調管理の徹底(出勤時の検温等)、休憩時間や社員寮等の集団生活での対策を含めた感染防止対策を徹底すること
- 従業員等に対し、研修時の懇親会、歓迎会、模合、ビーチパーティー等を控えるよう求めること
- 「出勤者数の7割削減」をめざすことも含め、テレワークをより推進すること。出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること
- 観光関連事業者においては、来訪者に対しマスクの着用、こまめな手洗い・手指消毒、3密(密閉・密集・密接)の回避等の「新しい生活様式」及び「新しい旅のエチケット」の徹底をお願いすること
- 業種別ガイドラインの遵守を徹底すること

学校関係への要請(県内全域)

(特措法第24条第9項)

- 児童生徒の家庭において健康観察を徹底し、体調不良時は登校を控えること
- 部活動、課外活動、学生寮における感染防止対策を徹底すること
- 部活動、課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛を行うこと
(期間中、県内外における、練習試合や合宿等については行わない 等)
- 県教育委員会等の定めるガイドラインの遵守を徹底すること

公共施設等での取り組み(県内全域)

○博物館、美術館や運動施設など、県立の公共施設については、感染防止対策を徹底しながら、引き続き運営を継続し、運営時間は、夜8時までとする。市町村立の公共施設についても、県と同様の対応を要請する

○路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を避けるため、施設管理者に対して、注意喚起を行うよう依頼する

公共交通機関への要請(県内全域)

○公共交通機関に対し、主要ターミナルでの検温実施等を依頼

各市町村と連携した取組を実施

・防災無線、広報車等を活用した地域住民への感染防止対策の周知啓発、自治会等への協力の呼びかけ

・飲食店等への巡回の協力(感染防止対策の呼びかけ、営業時間短縮要請協力呼びかけ**強化**)

・各種施設、公園等の管理者としての取組(路上、公園等における注意喚起を含む)

・発熱時の医療受診方法の周知(発熱相談コールセンター098-866-2129、不要不急の救急受診抑制の呼びかけ)

感染防止対策や経済状況を踏まえた経済対策について

【時短営業に係る感染拡大防止協力金】

- ✓ 「まん延防止等重点措置」等の期間延長に伴う追加分等

【今後の支援策】

下記の方針を軸に、国の臨時交付金の追加配分や新たな支援メニューを活用した具体的な支援策を調整中

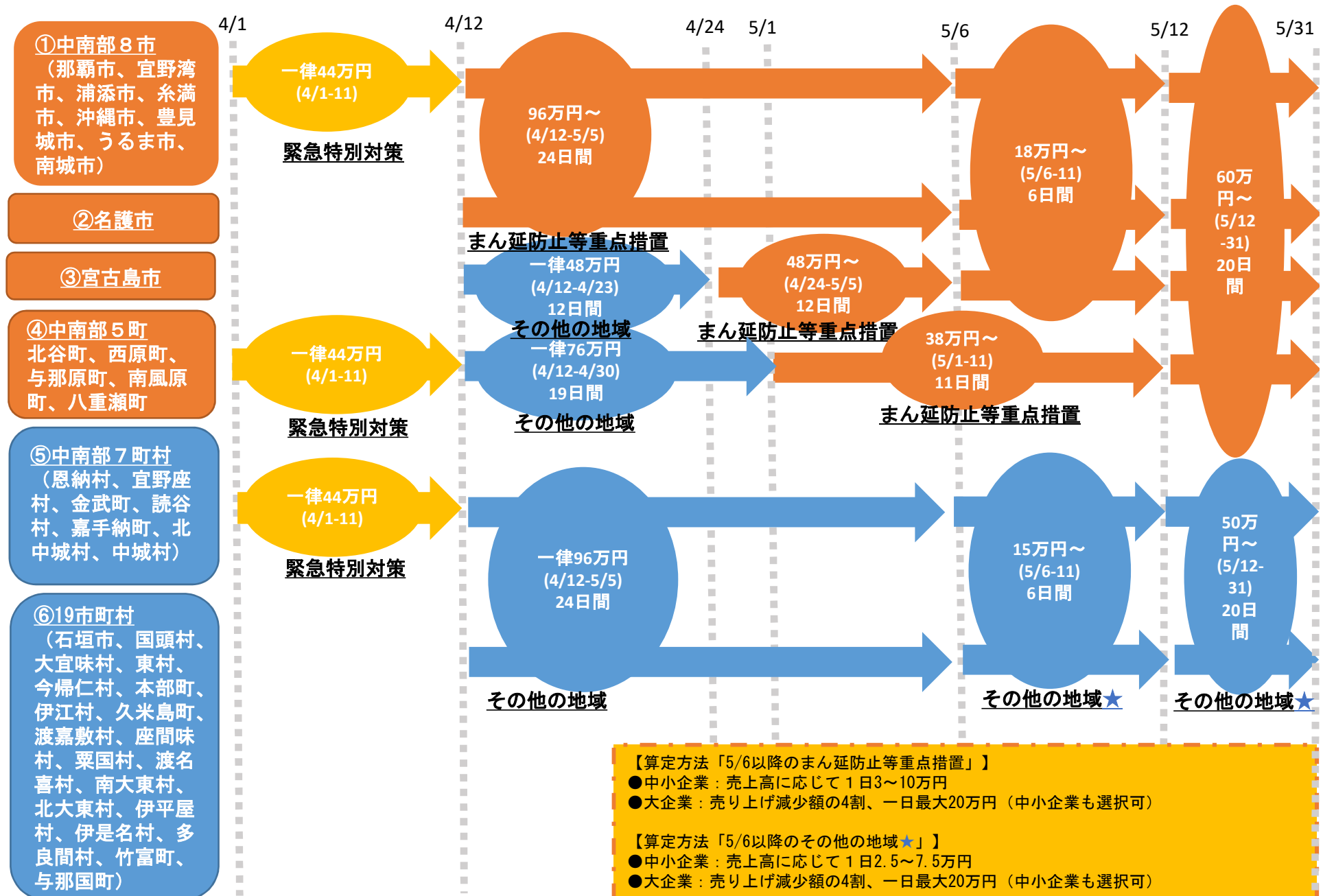
- ✓ 感染症により多大な影響を受ける観光関連事業者等に対する支援

- ✓ すべての産業の基盤となる「事業継続」と「雇用維持」の支援

- ✓ 感染症対策認証制度に関する事業者への取組支援

- ✓ 需要喚起及び経済活性化を図るための支援

うちなーんちゅ応援プロジェクト 感染拡大防止協力金について



大規模集客施設等に対する協力金について

不要不急の外出自粛を徹底すること及び施設に人が集まり、飲食に繋がることを防止する必要があること等を踏まえ、飲食店以外の法施行令第11条第1項に規定する施設(特に大規模な集客施設)について、20時までとする営業時間の短縮を要請する。

	大規模施設	テナント・出展者
支給対象	人流抑制の観点から、特措法第24条第9項に基づく営業時間短縮要請を行った1000㎡超の施設 (例:百貨店等大規模小売店、映画館、遊興施設等)	左記施設の一部を賃借することにより、当該施設に来場した一般消費者を対象に飲食業以外の事業を営む事業所等
1日当たりの支給額 右記金額に 「短縮した時間／本来の営業時間」を乗じた金額	休業面積1,000㎡ごとに 20万円／日	休業面積100㎡ごとに 2万円／日

ご来店のお客様へ

ご来店ありがとうございます。
当店では、新型コロナウイルス感染症について、
沖縄県からの要請に応じ、お食事の際には、

「マスク会食」

をお願いしています。

なお、ご協力頂けないお客様については、
お酒類の提供をしないように

沖縄県から要請されておりますので、何卒ご協
力いただけますよう宜しくお願いいたします。

「マスク会食」のやり方

- ①手指の消毒
- ②片方の耳ひも部分をもち、耳からマスクを外して飲食
- ③会話をするときには、再びマスクをつける

※ ハンカチ等で口元をふさいで会話するなどでも可

感染症予防のため
ご理解とご協力を
よろしくお願いいたします